

予算特別委員会資料

平成31年度予算説明書

住 宅 都 市 局

目 次

	頁
I 平成31年度予算の概要	1
II 予算総括表	5
III 一般会計	
1 歳入歳出予算一覧表	8
2 歳入予算の説明	10
3 歳出予算の説明	16
4 債務負担行為の説明	27
IV 市街地再開発事業費	
1 歳入歳出予算一覧表	30
2 歳入予算の説明	32
3 歳出予算の説明	34
V 市営住宅事業費	
1 歳入歳出予算一覧表	40
2 歳入予算の説明	42
3 歳出予算の説明	46
4 債務負担行為の説明	51
VI 関連議案	53
VII 報告	75

I 平成31年度予算の概要

平成 31 年度 住宅都市局 予算の概要

平成 31 年度は、人口減少社会の進展に歯止めをかけることを目指し、神戸が若者に選ばれるまち、誰もが活躍できるまちとなるよう新たな都市活力を創造し、神戸の魅力ある未来の実現に向けた取り組みや安全な都市基盤の構築を着実に推進する。

さらに、奥行きと深みのある上質なまちづくりなどの重要政策にスピード感をもって取り組むため、みなと総局で行っている新都市整備事業についても一元的に実施するとともに、建築住宅局を新設し、住宅政策及び建築行政を一層推進する。

1. 神戸のさらなる飛躍に向けた都心の再生

神戸の都心を活性化し、魅力的で風格ある都市空間の実現に向け策定した神戸の都心の未来の姿〔将来ビジョン〕及び三宮周辺地区の『再整備基本構想』に基づき、スピード感をもって具体的な取り組みを進める。

- ・新バスターミナル整備に向けた事業化の推進
- ・「三宮クロススクエア（フェーズⅠ）」の実現に向けた社会実験の実施
- ・JR三ノ宮駅南側駅前広場の再整備設計
- ・さんきたアモーレ広場・サンキタ通りの再整備に向けた設計
- ・「えき～まち空間」デザインコードの策定
- ・都心の土地利用誘導施策の実施 等

2. すべての人にやさしい交通網の整備

人口減少や高齢化の進展等を踏まえた持続可能な魅力・活力あるまちの実現のため、まちづくりと一体となった安全で快適な交通環境の形成に向けた取り組みを推進する。

- ・新たな公共交通システム（BRT・LRT）の導入可能性検討
- ・ポートアイランドへのアクセス向上に向けたあり方の検討
- ・市営地下鉄西神・山手線と阪急電鉄神戸線の相互直通運転の実現可能性検討
- ・駅前の再整備（新神戸駅前・新長田駅前）及び駅舎の美装化検討
- ・北神急行を利用する高校生への通学費助成の実施
- ・神鉄シーパswン等社会実験の実施
- ・地域住民によるコミュニティバス運行への支援 等

3. 人口減少社会をみすえた神戸のまちの再生

人口減少や少子超高齢社会の進展に備えた住みやすいコンパクトなまちへの再編を検討するとともに、安全で豊かな住生活の実現に向けた取り組みの推進を図る。

(1) 持続可能なまちづくりの推進

適正な居住人口規模と密度の維持・誘導を図るため、今後目標とすべき都市空間のあり方について検討する。

- ・「神戸市都市空間向上計画」の策定及び実現に向けた検討 等

(2) 住まいに関する総合支援

若年・子育て世帯の市内への定住促進を図るため、ライフステージに応じた住まいの総合支援を実施する。

- ・子育て支援家賃補助及び子育て支援リノベーション住宅取得補助の創設
- ・新婚世帯に対する住居費・引越し費用の補助
- ・親・子世帯の近居・同居住み替え助成
- ・困窮するひとり親世帯に対する家賃補助
- ・市営住宅等を活用した市内移住促進
- ・学生向け特定目的市営住宅の募集及び目的外使用による学生への市営住宅提供 等

(3) 空家空地対策の推進

人口減少に伴い、増加傾向にある空家空地への取り組みを総合的に推進する。

- ・「空き家・空き地地域利用バンク」による所有者と地域団体等とのマッチング促進
- ・地域活動交流拠点等として活用するための空き家整備補助の拡充
- ・家財処分費補助の創設及び狭小宅地の解消を図る隣地統合補助の拡充
- ・腐朽・破損のある老朽空家等に対する解体補助の創設
- ・保安上著しく危険な空家に対する解体補助の拡充
- ・保全上放置することが不適切な空家等について、空家等対策特別措置法や空家空地条例に基づく措置 等

(4) 鈴蘭台地区のまちづくり

北区の玄関口にふさわしい賑わいづくり及び交通安全の確保のため、鈴蘭台駅周辺の活性化を図る。

- ・鈴蘭台駅前市街地再開発事業
- ・鈴蘭台幹線の整備に合わせた周辺まちづくりの検討 等

(5) 地域課題に対応したまちづくり

地域の活性化や防災機能の向上等を図るため、周辺のまちづくりと一体となった都市計画道路の整備や民間事業者による再開発事業を推進する。

- ・東山菊水線及び灘中央筋線の整備
- ・北鈴蘭台駅前地区、垂水中央東地区及び湊川公園北地区における民間市街地再開発事業等の支援 等

(6) 市営住宅のマネジメント

第2次市営住宅マネジメント計画に基づき、良好な市営住宅ストックの形成・管理戸数の円滑な縮減を図る。

- ・建替え、廃止、耐震改修
- ・民間活力を活用した市営住宅の建替（桜の宮住宅・東多聞台住宅）
- ・UR都市機構からの借上市営住宅の買取り 等

4. 神戸らしい多様なまちの美しさを活かした魅力づくり

地域特性を活かした神戸らしい都市景観の保全・創造に向けた取り組みを推進する。

- ・茅葺民家等歴史的建築物の総合的な保全・活用に向けた検討
- ・夜間景観形成の推進 等

5. 阪神・淡路大震災の経験を礎とした安全な都市基盤の構築

住宅の耐震化や質の高い市有建築物の整備・保全、防災性や住環境に様々な課題を抱えている密集市街地の改善等に取り組み、災害に強いまちづくりを推進する。

(1) 耐震化の推進

神戸市耐震改修促進計画に基づき、将来の地震に備えた建築物等の耐震化を促進することにより市民の安全安心の確保を図る。

- ・危険ブロック塀等の撤去助成
- ・住宅・建築物の耐震化
- ・エレベーター防災対策改修 等

(2) 新長田駅南地区の活性化

新長田駅南地区において、災害に強いまちづくりを進めるとともに、新長田合同庁舎の供用開始に向け賑わいの創出を図る。

- ・新長田駅南地区復興市街地再開発事業
- ・案内サインの整備 等

(3) 密集市街地の再生

「密集市街地再生方針」に基づき、災害時等における延焼危険性のある密集市街地の解消を図るため、安全で安心な防災まちづくりを促進する。

- ・不燃化の促進、まちなか防災空地、細街路整備、土地寄付受け、建物除却補助 等

(4) 都市整備事業の推進

都市基盤の整備を図ることにより、暮らしやすく魅力あるまちづくりを推進する。

- ・阪神電鉄連続立体交差事業
- ・浜山地区土地区画整理事業

(5) 住民の主体的なまちづくり活動への支援

住民等の参加による住みよいまちづくりを推進する。

- ・まちづくりコンサルタント派遣、アドバイザー派遣 等

(6) 市有建築物の維持・保全

市有建築物の老朽化に伴う事故リスクの最小化を図るため、市有建築物の維持・保全に必要な取り組みを計画的に進める。

- ・施設保全パトロール及び安全対策補修
- ・天井部材耐震改修設計及び改修の実施
- ・耐震診断及び改修の実施

6. 震災被災地への支援

阪神・淡路大震災から復興した経験を活かし、被災地から要望の強い専門職を中心に、被災地へ職員の派遣を実施する。また、これまで応急仮設住宅として市営住宅に入居されている避難者に対して、引き続き市営住宅を提供する。

Ⅱ 予 算 総 括 表

Ⅱ 予算総括表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
会 計 別	金 額	備 考	会 計 別	金 額	備 考
一 般 会 計	13,791,816	別紙説明書のとおり	一 般 会 計	17,792,025	別紙説明書のとおり
市街地再開発事業費	8,383,278	〃	市街地再開発事業費	8,383,278	〃
市営住宅事業費	47,103,477	〃	市営住宅事業費	47,103,477	〃
合 計	69,278,571		合 計	73,278,780	

Ⅲ 一 般 会 計

Ⅲ 一般会計

1 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入		
款	項	金 額
16 分 担 金 及 負 担 金		1,139,967
	1 負 担 金	1,139,967
17 使 用 料 及 手 数 料		80,585
	1 使 用 料	5,949
	2 手 数 料	74,636
18 国 庫 支 出 金		2,771,668
	1 負 担 金	1,157,266
	2 補 助 金	1,614,402
19 県 支 出 金		295,994
	2 補 助 金	294,281
	3 委 託 金	1,713
20 財 産 収 入		2,648,889
	1 財 産 運 用 収 入	594,722
	2 財 産 売 払 収 入	2,050,944
	3 基 金 収 入	3,223
21 寄 附 金		1,200
	1 寄 附 金	1,200
22 繰 入 金		1,037,604
	2 基 金 繰 入 金	1,037,604
24 諸 収 入		2,929,909
	3 事 業 収 入	419,602
	5 貸 付 金 元 利 収 入	2,475,330
	7 雑 収 入	34,977
25 市 債		2,886,000
	1 市 債	2,886,000
歳 入	合 計	13,791,816

(単位 千円)

歳 出		
款	項	金 額
2 総 務 費		722,692
	4 財 産 管 理 費	722,692
10 都 市 計 画 費		11,694,512
	1 都 市 計 画 総 務 費	7,404,697
	2 都 市 改 造 事 業 費	388,867
	3 再 開 発 事 業 費	1,033,881
	4 街 路 事 業 費	2,867,067
11 住 宅 費		5,374,821
	1 住 宅 総 務 費	5,374,821
歳 出	合 計	17,792,025

2 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
16 分担金及負担金	1,139,967	207,673	932,294	
1 負担金	1,139,967	207,673	932,294	
3 都市計画費負担金	972,092	41,992	930,100	
1 ハーバーランド整備 事業費負担金	36,992	36,992	—	地元負担金
2 住環境整備費 負担金	71,100	4,000	67,100	公共施設管理者負担金
3 交通政策費 負担金	4,000	1,000	3,000	事業者負担金
4 街路立体交差費 負担金	860,000	—	860,000	阪神電鉄負担金
4 開発者負担金	167,875	165,681	2,194	
1 道 路	167,875	165,681	2,194	開発者負担金
17 使用料及手数料	80,585	88,653	△8,068	
1 使用料	5,949	8,707	△2,758	
8 土木使用料	5,949	8,707	△2,758	
6 都市計画施設	5,949	8,707	△2,758	附帯施設使用料
2 手数料	74,636	79,946	△5,310	
1 証紙収入	50,943	53,408	△2,465	
1 証紙収入	50,943	53,408	△2,465	建築確認申請等手数料 (会計室所管)
7 土木手数料	23,693	26,538	△2,845	
1 宅地造成等許可	12,200	14,706	△2,506	許可手数料
2 計画通知等	11,493	11,832	△339	計画通知等手数料

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
18 国庫支出金	2,771,668	4,204,908	△1,433,240	
1 負担金	1,157,266	2,912,780	△1,755,514	
4 都市計画費負担金	1,157,266	2,911,380	△1,754,114	
2 街路立体交差費負担金	1,094,500	2,750,000	△1,655,500	認証額の5.5/10
3 都市計画総務費負担金	62,766	74,030	△11,264	認証額の5.5/10,1/2又は1/3
△ 浜山地区整備事業費負担金	—	86,000	△86,000	
△ 都市景観等整備事業費負担金	—	1,350	△1,350	
△ 住宅費負担金	—	1,400	△1,400	
△ コミュニティ住宅建設費負担金	—	1,400	△1,400	
2 補助金	1,614,402	1,292,128	322,274	
8 都市計画費補助	493,120	176,923	316,197	
1 調査費補助	247,700	40,382	207,318	補助率 1/2,2/5又は1/3
2 組合等再開発事業費補助	245,420	136,541	108,879	補助率 1/2又は2/5
9 住宅費補助	1,121,282	1,115,205	6,077	
1 公営住宅建設事業等推進費補助	779,844	620,739	159,105	補助率 1/2,4.5/10,2/5,1/3,3/10又は11.5/100
2 住環境整備促進費補助	302,138	459,372	△157,234	補助率 5.5/10,1/2,4.5/10又は1/3
3 住宅市街地総合整備費補助	15,000	12,500	2,500	補助率 10/10又は1/2
4 新婚新生活支援事業費補助金	19,800	19,800	—	補助率 1/2
5 公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	4,500	—	4,500	補助率 1/2

款 項 目 節		本年度	前年度	比 較	説 明
	△ 住宅使用料 軽減費補助	—	2,794	△2,794	
19 県支出金		295,994	268,086	27,908	
2 補助金		294,281	266,373	27,908	
1 総務費補助		6,000	4,700	1,300	
	3 公共交通維持確保 対策費補助	6,000	4,700	1,300	補助率 2/15
8 都市計画費補助		23,933	21,500	2,433	
	1 公共交通空白地有償 運送支援補助	333	500	△167	補助率 1/3
	2 組合等再開発事業費 補助	23,600	21,000	2,600	補助率 1/4
9 住宅費補助		264,348	240,173	24,175	
	1 共同住宅バリアフリー 改修補助事業補助	871	495	376	補助率 1/2
	2 簡易耐震診断推進 事業費補助	263,477	239,678	23,799	定額補助,補助率1/4又は1/6
3 委託金		1,713	1,713	—	
4 其他委託金		1,713	1,713	—	
	3 都市計画基礎 調査委託金	1,713	1,713	—	
20 財産収入		2,648,889	2,872,288	△223,399	
1 財産運用収入		594,722	539,929	54,793	
1 貸地料		120,258	68,166	52,092	
	2 都市計画用地	120,258	68,166	52,092	事業用地貸地料
2 貸家料		474,464	471,763	2,701	

(単位 千円)

款 項 目 節		本年度	前年度	比 較	説 明
	6 市街地改造建物等	302,818	300,117	2,701	市街地改造ビル・再開発ビル等貸家料
	7 一般建物	171,646	171,646	—	ハーバーランド地下街店舗貸家料等
2	財産売払収入	2,050,944	2,329,121	△278,177	
1	土地売却代	2,050,605	2,328,549	△277,944	
	2 都市計画用地	2,049,605	2,328,549	△278,944	都市計画事業用地等売却代
	3 一般土地	1,000	—	1,000	一般市有土地売却代
2	建物売却代	10	10	—	
	2 保留床売却代	10	10	—	
3	物品売却代	329	562	△233	
	5 住宅都市局	329	562	△233	地図売却代等
3	基金収入	3,223	3,238	△15	
1	基金収入	3,223	3,238	△15	
	10 まちづくり等基金	3,000	3,000	—	まちづくり等基金の運用により生ずる収入
	11 ハーバーランド運営等基金	223	238	△15	ハーバーランド運営等基金の運用により生ずる収入
21	寄附金	1,200	1,200	—	
1	寄附金	1,200	1,200	—	
	2 其他寄附	1,200	1,200	—	
	10 住宅都市局	1,200	1,200	—	
22	繰入金	1,037,604	1,728,541	△690,937	

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
2 基金繰入金	1,037,604	1,728,541	△690,937	
1 基金繰入金	1,037,604	1,728,541	△690,937	
1 都市整備等 基金繰入	479,300	150,000	329,300	都心関連事業の施行に伴う基金繰入金
8 まちづくり等 基金繰入	553,804	1,572,041	△1,018,237	都市計画事業の施行に伴う基金繰入金
9 ハーバーランド運営等 基金繰入	4,500	6,500	△2,000	ハーバーランド整備事業の施行に伴う基金繰入金
24 諸収入	2,929,909	3,121,622	△191,713	
3 事業収入	419,602	545,686	△126,084	
2 営繕工事事務	419,602	545,686	△126,084	市有建築物の設計監理委託料, 事務費等
5 貸付金元利収入	2,475,330	2,534,449	△59,119	
3 其他貸付金返還金	2,475,330	2,534,449	△59,119	
1 神戸新交通株式会社 貸付金	1,276,038	1,242,221	33,817	神戸新交通株式会社元利返還金
2 神戸高速鉄道株式 会社貸付金	16,192	16,192	—	神戸高速株式会社元利返還金
8 すまいまちづくり公社 貸付金	171,856	181,210	△9,354	すまいまちづくり公社貸付金元利返還金
10 住宅建設資金 貸付金	943,031	1,021,691	△78,660	インナー高齢無利子融資貸付金元金返還金
11 住宅新築資金等 貸付金	21,488	20,647	841	住宅新築資金等貸付金元利返還金
14 新聞会館転貸債償還	46,725	52,488	△5,763	神戸新聞会館貸付金元金返還金
7 雑入	34,977	41,487	△6,510	
6 受講料	220	220	—	
2 こうべまちづくり学校	220	220	—	

(単位 千円)

款 項 目 節		本年度	前年度	比 較	説 明
	8 清算金	11,163	11,928	△765	
	1 区画整理事業 清算徴収金	11,163	11,928	△765	東灘山手地区等にかかる清算徴収金
	9 雑入	23,594	29,339	△5,745	
	13 住宅都市局	23,594	29,339	△5,745	
25 市債		2,886,000	3,156,000	△270,000	
	1 市債	2,886,000	3,156,000	△270,000	起債承認見込額(行財政局所管)
	5 都市計画債	1,142,000	2,372,000	△1,230,000	
	1 区画整理事業公債	239,000	77,000	162,000	
	2 街路事業公債	903,000	2,295,000	△1,392,000	
	6 住宅債	206,000	49,000	157,000	
	1 住宅建設事業公債	206,000	49,000	157,000	
	9 其他	1,538,000	735,000	803,000	
	2 庁舎等整備事業公債	58,000	45,000	13,000	
	9 神戸新交通株式会社 貸付金公債	1,480,000	690,000	790,000	
合 計		13,791,816	15,648,971	△1,857,155	

3 歳出予算の説明

(2款) 総務費

(4項) 財産管理費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 総 務 費	722,692	851,217	△128,525	9,640	58,000	419,602	235,450	
4 財 産 管 理 費	722,692	851,217	△128,525	9,640	58,000	419,602	235,450	
2 営 繕 費	722,692	851,217	△128,525	9,640	58,000	419,602	235,450	諸収入 419,602

(2目) 営繕費

市有建築物の適切な整備と健全な維持・保全等を図る。

施設保全推進事業	108,832 千円
公共建築物耐震化促進事業	24,200 千円
市有建築物の天井部材耐震改修	21,000 千円
市有建築物の維持・管理経費	137,402 千円
市有建築物の設計監理委託料等	429,222 千円
シェアードESCO事業化可能性調査	2,036 千円
計	722,692 千円

(10款) 都市計画費

(1項) 都市計画総務費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
10 都市計画費	11,694,512	12,184,718	△490,206	1,682,032	2,664,000	4,056,992	3,291,488	
1 都市計画 総務費	7,404,697	5,998,403	1,406,294	318,512	1,620,000	2,562,952	2,903,233	
1 職員費	1,870,842	1,826,374	44,468	—	—	—	1,870,842	
2 都市計画 総務費	3,113,840	2,715,926	397,914	239,879	68,000	2,495,452	310,509	使用料及手数料 12,658 財産収入 2,019,629 繰入金 416,200 諸収入 46,965
3 交通政策費	2,420,015	1,456,103	963,912	78,633	1,552,000	67,500	721,882	分担金及負担金 4,000 繰入金 28,500 諸収入 35,000

(1目) 職員費

住宅都市局に在職する職員の給料	900,258 千円
職員手当等	636,607 千円
共済費	333,977 千円
計	1,870,842 千円

(2目) 都市計画総務費

将来ビジョン及び三宮周辺地区再整備基本構想の実現に向けた事業の推進、都市計画事業の施行に必要な調査、基金への積立金、事業用地の管理・処分等を推進する。

調査費等

都心の再生	590,400 千円
駅前の再整備検討	9,000 千円
都市空間向上計画の策定及び実現に向けた検討	5,000 千円
生産緑地制度の推進	5,000 千円
都市計画関係図等作成経費	28,667 千円
区域区分・用途地域見直し検討等	13,165 千円
鈴蘭台幹線の整備に合わせた周辺まちづくりの検討	190,800 千円
スマート都市づくりの推進	7,732 千円
都市計画審議会等事務経費	12,898 千円
小計	862,662 千円

基金積立金

まちづくり等基金・都市整備等基金積立金	45,964 千円
小計	45,964 千円

用地管理等

代替地買収等	2,002,530 千円
事業用地の管理・処分	56,709 千円
維持管理経費等	6,598 千円
小計	2,065,837 千円

敷金・保証金返還 8,706 千円

事務費等 130,671 千円

計 3,113,840 千円

(参考) 都市整備等基金による土地の先行取得

(単位:千円)

事 項	限度額	買戻し期限
平成31年度 公共用地取得事業	119,600	平成32年度

(3目) 交通政策費

公共交通を中心に歩行者、自転車、自動車などがバランスよく組み合わせられた、安全で快適な交通環境を形成するため、鉄道事業者への支援や、地域住民によるコミュニティバス等への支援、新たな公共交通システムの導入可能性検討等の各種調査・検討を推進する。

地域住民によるコミュニティバス等への支援	63,992 千円
六甲・摩耶公共交通利用促進事業	10,000 千円
ICTを活用した公共交通施策の展開	5,000 千円
新たな公共交通システム(BRT・LRT)の導入可能性検討	13,500 千円
神鉄シーパスイオン等社会実験の実施	225,000 千円
新神戸駅前広場の再整備	50,000 千円
新長田駅前広場の再整備検討	10,000 千円
ポートアイランドへのアクセス向上に向けたあり方の検討	135,100 千円
市営地下鉄西神・山手線と阪急電鉄神戸線の相互直通運転の実現可能性検討	8,000 千円
北神急行を利用する高校生への通学費助成	30,000 千円
メトロこうべ活性化	2,850 千円
地域公共交通網形成計画の推進	5,100 千円
鉄道施設総合安全対策事業費補助	61,333 千円
神戸電鉄支援(粟生線利用促進・設備更新)	78,004 千円
北神急行電鉄支援	135,000 千円
神戸新交通(株)への資金貸付(設備更新)	1,480,000 千円
西北神地区における生活バス路線支援	54,000 千円
便利でわかりやすいバス利用環境整備事業	4,000 千円
JR新長田駅快速停車検討調査	1,000 千円
公共交通空白地有償運送等支援	1,500 千円
京阪神都市圏交通計画調査	6,900 千円
事務費・会費等其他経費	39,736 千円
計	2,420,015 千円

(2項) 都市改造事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
10 都 市 計 画 費								
2 都 市 改 造 費	388,867	430,358	△41,491	—	186,000	54,708	148,159	
1 都 市 改 造 事 業 促 進 費	283,854	189,343	94,511	—	127,000	46,208	110,646	使用料及手数料 2,760 財産収入 30,612 諸収入 12,836
2 浜 山 地 区 整 備 事 業 費	105,013	241,015	△136,002	—	59,000	8,500	37,513	財産収入 8,500

(1目) 都市改造事業促進費

土地区画整理手法をもって実施した戦災復興事業、都市改造事業及び震災復興事業の残事業の促進を図る。

また、住民主体によるきめ細やかなまちづくり活動を支援するこままちづくり会館の管理・運営等を実施する。

未引継道路の維持・補修等	71,328 千円
まちづくり会館の管理・運営・改修	200,210 千円
まちづくり学校の開催等	3,766 千円
事務費	8,550 千円
計	283,854 千円

(2目) 浜山地区整備事業費

「浜山地区まちづくり提案」の趣旨に沿い、公共施設整備にあわせて、住環境の整備・改善、地域の活性化などをはかり、バランスのとれた人口構成を持った住みよいまちづくりを推進する。

道路工事等	105,013 千円
計	105,013 千円

(3項) 再開発事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
10 都 市 計 画 費								
3 再 開 発 事 業 費	1,033,881	747,307	286,574	269,020	53,000	579,242	132,619	
1 再 開 発 事 業 促 進 費	476,489	427,050	49,439	—	—	571,642	△95,153	分担金及負担金 36,992 使用料及手数料 3,189 財産収入 433,013 繰入金 98,448
2 組 合 等 再 開 発 事 業 費	499,000	281,602	217,398	269,020	53,000	—	176,980	
3 都 市 景 観 等 整 備 事 業 費	58,392	38,655	19,737	—	—	7,600	50,792	財産収入 3,600 繰入金 4,000

(1目) 再開発事業促進費

ハーバーランド地区等の活性化を図るとともに、再開発施設の管理等を行う。

サンセンタープラザ再整備検討	10,000 千円
ハーバーランド整備事業	2,000 千円
再開発ビル管理費等	464,489 千円
計	476,489 千円

(2目) 組合等再開発事業費

北鈴蘭台駅前地区、垂水中央東地区および湊川公園北地区等において民間市街地再開発事業等の支援を行う。

民間市街地再開発事業等	499,000 千円
計	499,000 千円

(3目) 都市景観等整備事業費

神戸らしい景観とそこでの人々の活動が重なり合うことによって、市民や来街者が満足する魅力的な景観を作り出していくことを目標に、神戸のブランド力向上、わがまちへの愛着、景観マネジメントの取り組みという3つの視点を踏まえ、景観まちづくりの取り組みのさらなる展開を図る。

駅舎の美装化	3,500 千円
歴史的建築物等の保全・活用	12,330 千円
都心の景観高質化(景観デザインコード等)	4,000 千円
「美しいまちなみ景観」づくり支援	15,000 千円
夜間景観形成の推進	5,131 千円
岡本駅南地区景観誘導	1,740 千円
事務費等	16,691 千円
計	58,392 千円

(4項) 街路事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
10 都 市 計 画 費								
4 街 路 事 業 費	2,867,067	5,008,650	△2,141,583	1,094,500	805,000	860,090	107,477	
2 街 路 立 体 交 差 費	2,867,067	5,008,650	△2,141,583	1,094,500	805,000	860,090	107,477	分担金及負担金 860,000 財産収入 90

(2目) 街路立体交差費

鉄道踏切での交通遮断や踏切事故の解消を図るため、阪神電鉄の住吉駅東方から芦屋市境において連続立体交差事業を推進する。

上り線高架切替えに引き続き、仮線施設の撤去工事を行う。

阪神電鉄連続立体交差事業等

2,867,067 千円

(11款) 住宅費

(1項) 住宅総務費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
11 住 宅 費	5,374,821	5,261,351	113,470	1,375,990	164,000	1,162,027	2,672,804	
1 住 務 宅 費	5,374,821	5,261,351	113,470	1,375,990	164,000	1,162,027	2,672,804	
1 職 員 費	1,700,106	1,641,890	58,216	—	—	—	1,700,106	
2 住 務 宅 費	402,436	450,304	△47,868	144,320	—	11,451	246,665	使用料及手数料 1,022 財産収入 10,429
3 住 環 境 費	1,825,177	2,080,411	△255,234	331,560	164,000	1,015,506	314,111	分担金及負担金 71,100 財産収入 1,285 諸収入 943,121
4 建 指 導 費	1,445,575	1,068,951	376,624	900,110	—	135,070	410,395	使用料及手数料 60,956 財産収入 59,864 寄附金 1,200 諸収入 13,050
5 特定優良賃貸 住宅管理費	1,527	19,795	△18,268	—	—	—	1,527	

(1目) 職員費

住宅都市局に在職する職員の給料	814,983 千円
職員手当等	581,544 千円
共済費	303,579 千円
計	1,700,106 千円

(2目) 住宅総務費

市民の安心で豊かな生活の実現のため、空き家の活用や再生の取り組みを推進するとともに、住宅に関する相談・情報提供・普及啓発の機能を担う神戸市すまいとまちの安心支援センター「すまいるネット」の運営等を行う。

空き家転活用促進事業等	16,816 千円
空き家リフォーム推進事業	7,333 千円
子育て支援家賃補助制度等	62,014 千円
分譲マンション管理支援事業	3,037 千円
こうべ空き家活用促進事業	13,361 千円
結婚新生活支援事業	42,879 千円
住宅確保要配慮者の家賃負担補助	34,997 千円
親・子世帯の近居・同居住み替え助成事業	16,289 千円
神戸市すまいとまちの安心支援センターの運営	161,725 千円
キャナルタウン中央駐車場管理運営	3,460 千円
狩口地域センターの管理	6,842 千円
すまい審議会の運営等	33,683 千円
計	402,436 千円

(3目) 住環境整備費

密集市街地の改善等を推進し、住環境の整備を図る。

密集市街地再生方針に基づき、密集市街地再生優先地区において、防災まちづくりに優先的に取り組む。またすでに整備改善に取り組んでいる地区においても、引き続き着実に推進する。

密集市街地の再生	640,146 千円
インナーシティ高齢者特別賃貸住宅無利子融資	1,019,752 千円
従前居住者用賃貸住宅家賃補助(入江住宅)	21,389 千円
キャナルタウン兵庫の管理	20,737 千円
新開地周辺地区環境整備等	41,365 千円
まちづくり支援事業	81,788 千円
計	1,825,177 千円

(参考)都市整備等基金による土地等の先行取得

(単位:千円)

事 項	限度額	買戻し期限
平成31年度 公共用地取得事業(灘中央筋線)	300,000	平成33年度
平成31年度 公共用地取得事業(東山菊水線)	165,000	平成34年度

(4目) 建築指導費

「神戸市建築物安全安心に関する事業実施計画」に基づき、安全で安心なすまい・まちづくりを展開するとともに、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等に基づく空家空地対策を推進する。

また、「神戸市耐震改修促進計画[2016-2020]」の目標達成のため、耐震化をさらに促進する。

老朽空家等解体補助	213,000 千円
空家空地等対策推進	51,658 千円
危険ブロック塀等撤去助成事業	48,224 千円
住宅・建築物の耐震化促進	991,085 千円
エレベーター防災対策改修補助事業	4,920 千円
神戸市建築物安全安心に関する事業実施計画の推進	7,819 千円
共同住宅バリアフリー改修補助	27,210 千円
バリアフリー住宅改修補助	15,779 千円
特殊建築物定期調査報告関連事業	6,173 千円
アスベスト対策	18,000 千円
建築行政経費等	61,707 千円
計	1,445,575 千円

(5目) 特定優良賃貸住宅管理費

中間所得者向けに供給された特定優良賃貸住宅について、建設融資にかかる利子補給を行う。

特定優良賃貸住宅事業の推進	1,527 千円
計	1,527 千円

4 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
平成31年度指定管理（こうべまちづくり会館）	平 成 31 ～ 35 年 度	90,000	

IV 市街地再開発事業費

IV 市街地再開発事業費

1 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入		
款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		122,925
	1 負 担 金	122,925
2 財 産 収 入		2,065,020
	1 財 産 運 用 収 入	965,010
	2 財 産 売 払 収 入	1,100,010
3 繰 入 金		6,122,665
	1 繰 入 金	6,122,665
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		14,667
	1 雑 入	14,667
6 市 債		58,000
	1 市 債	58,000
歳 入	合 計	8,383,278

(単位 千円)

歳 出		
款	項	金 額
1 市街地再開発事業費		630,024
	1 市街地再開発事業費	630,024
2 市街地再開発 管理事業費		7,743,254
	1 市街地再開発 管理事業費	748,725
	2 他会計へ繰出金	6,994,529
3 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	8,383,278

2 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
1 国庫支出金	122,925	1,312,591	△1,189,666	
1 負担金	122,925	1,312,591	△1,189,666	
1 市街地再開発事業費 国庫負担金	122,925	1,312,591	△1,189,666	
1 市街地再開発事業費 国庫負担金	122,925	1,312,591	△1,189,666	認証額の 5.5/10,1/2又は 1/3
2 財産収入	2,065,020	1,196,307	868,713	
1 財産運用収入	965,010	961,297	3,713	
1 貸地料	16,036	16,068	△32	
1 貸地料	16,036	16,068	△32	再開発事業用地貸地料
2 貸家料	948,974	945,229	3,745	
1 貸家料	948,974	945,229	3,745	再開発ビル貸家料等
2 財産売払収入	1,100,010	235,010	865,000	
1 建物売却代	10	10	—	
1 建物売却代	10	10	—	
2 土地売却代	1,100,000	235,000	865,000	
1 新長田駅南地区 市街地再開発事業 土地売却代	1,100,000	235,000	865,000	
3 繰入金	6,122,665	6,320,082	△197,417	
1 繰入金	6,122,665	6,320,082	△197,417	
1 一般会計繰入金	6,122,665	6,320,082	△197,417	
1 一般会計繰入金	6,122,665	6,320,082	△197,417	一般会計からの所要額の繰入

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
4 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	
1 繰越金	1	1	—	
5 諸収入	14,667	154,110	△139,443	
1 雑入	14,667	154,110	△139,443	
1 再開発雑入	14,667	14,667	—	
1 再開発雑入	14,667	14,667	—	
△ 清算金	—	139,443	△139,443	
6 市債	58,000	768,000	△710,000	
1 市債	58,000	768,000	△710,000	起債承認見込額
1 市街地再開発事業公債	58,000	768,000	△710,000	
1 市街地再開発事業公債	58,000	768,000	△710,000	
合 計	8,383,278	9,751,091	△1,367,813	

3 歳出予算の説明

(1款) 市街地再開発事業費

(1項) 市街地再開発事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
1 市街地再開発事業費	630,024	3,351,983	△2,721,959	122,925	58,000	15,000	434,099	
1 市街地再開発事業費	630,024	3,351,983	△2,721,959	122,925	58,000	15,000	434,099	
1 職員費	215,094	221,707	△6,613	—	—	—	215,094	
2 新長田駅南地区復興市街地再開発事業費	265,251	850,159	△584,908	44,000	—	15,000	206,251	財産収入 15,000
3 鈴蘭台駅前市街地再開発事業費	149,679	2,280,117	△2,130,438	78,925	58,000	—	12,754	

(1目) 職員費

住宅都市局に在職する職員の給料	100,044 千円
職員手当等	78,384 千円
共済費	35,289 千円
旅費	1,377 千円
計	215,094 千円

(2目) 新長田駅南地区復興市街地再開発事業費

にぎわいの創出及び災害に強いまちづくりに向けて、特定建築者制度を活用して良好な住宅や業務施設等の供給を推進するとともに必要な用地の買戻しを行う。

新長田駅南地区復興市街地再開発事業

共同施設整備費補助	86,000 千円
用地費	52,491 千円
工事費	3,000 千円
管理処分諸費・担保外補修	93,890 千円
用地管理費・事務費	29,870 千円
計	265,251 千円

(参考) 都市整備等基金による土地の先行取得

(単位:千円)

事 項	限度額	買戻し期限
平成31年度 公共用地取得事業(新長田)	73,726	平成33年度

(3目) 鈴蘭台駅前市街地再開発事業費

駅前広場等の整備による交通結節機能の改善等を推進し、鈴蘭台駅前を北区の玄関口にふさわしい地域拠点として整備する。

鈴蘭台駅前市街地再開発事業

道路工事費	143,500 千円
交通広場管理費等	4,775 千円
事務費	1,404 千円
計	149,679 千円

(2款) 市街地再開発管理事業費

(1項) 市街地再開発管理事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 市街地再開発 管理事業費	7,743,254	6,389,108	1,354,146	—	—	2,064,688	5,678,566	
1 市街地再開発 管理事業費	748,725	806,497	△57,772	—	—	469,354	279,371	
1 管理費	748,725	806,497	△57,772	—	—	469,354	279,371	財産収入 469,353 繰越金 1

(1目) 管理費

再開発事業により建設されたビルについて、保留床の管理等を行うとともに、まちなのにぎわい創出に向け、再開発ビルのテナント誘致等を推進する。

新長田駅南地区活性化事業	28,600 千円
再開発ビル管理費等	720,125 千円
計	748,725 千円

(2項) 他会計へ繰出金

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 市街地再開発 管理事業費								
2 他 会 計 へ 繰 出 金	6,994,529	5,582,611	1,411,918	—	—	1,595,334	5,399,195	
1 公 債 費 へ 繰 出 金	6,994,529	5,582,611	1,411,918	—	—	1,595,334	5,399,195	財産収入 1,580,667 諸収入 14,667

(1目) 公債費へ繰出金

市街地再開発事業のために発行した市債の既発行分にかかる
元利等の返還を行う。

元金償還	6,481,179 千円
借入金利子等	513,350 千円
計	6,994,529 千円

(3款) 予 備 費

(1項) 予 備 費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
3 予 備 費	10,000	10,000	—	—	—	—	10,000	
1 予 備 費	10,000	10,000	—	—	—	—	10,000	
1 予 備 費	10,000	10,000	—	—	—	—	10,000	

(1目) 予 備 費

10,000 千円

V 市 營 住 宅 事 業 費

V 市営住宅事業費

1 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入		
款	項	金 額
1 市営住宅建設事業収入		16,026,274
	1 国 庫 支 出 金	5,481,427
	2 財 産 収 入	3,176,322
	3 繰 入 金	2,056,976
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	548
	6 市 債	5,311,000
2 市営住宅管理事業収入		31,077,203
	1 分 担 金 及 負 担 金	5,349
	2 使 用 料 及 手 数 料	13,276,897
	3 国 庫 支 出 金	6,265,016
	4 財 産 収 入	63,372
	5 繰 入 金	2,543,063
	6 繰 越 金	1
	7 諸 収 入	1,461,505
	8 市 債	7,462,000
歳 入	合 計	47,103,477

(単位 千円)

歳 出		
款	項	金 額
1 市営住宅建設事業費		16,026,274
	1 市営住宅建設事業費	16,026,274
2 市営住宅管理事業費		31,067,203
	1 市営住宅管理事業費	20,808,181
	2 他会計へ繰出金	10,259,022
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出	合 計	47,103,477

2 歳入予算の説明

(単位 千円)

款 項 目 節	本年度	前年度	比 較	説 明
1 市営住宅建設事業収入	16,026,274	9,467,641	6,558,633	
1 国庫支出金	5,481,427	3,632,687	1,848,740	
1 負担金	5,481,427	3,632,687	1,848,740	
1 公営住宅建設負担金	5,481,427	3,632,687	1,848,740	認証額の2/3,1/2, 4.5/10又は1/3
2 財産収入	3,176,322	635,065	2,541,257	
1 財産売却収入	3,166,386	635,065	2,531,321	
1 住宅敷地売却代	3,166,386	635,065	2,531,321	
2 財産運用収入	9,935	—	9,935	
1 住宅敷地賃地料	9,935	—	9,935	
3 基金収入	1	—	1	
1 市営住宅敷金等積立基金収入	1	—	1	
3 繰入金	2,056,976	1,708,594	348,382	
1 一般会計繰入金	484,642	483,715	927	
1 一般会計繰入金	484,642	483,715	927	一般会計からの所要額の繰入
2 市営住宅敷金等積立基金繰入金	1,572,334	1,224,879	347,455	
1 市営住宅敷金等積立基金繰入金	1,572,334	1,224,879	347,455	
4 繰越金	1	—	1	
1 繰越金	1	—	1	
5 諸収入	548	1,295	△747	

(単位 千円)

款 項 目 節		本年度	前年度	比 較	説 明
	1 雑入	548	1,295	△747	
	1 雑入	548	1,295	△747	
	6 市債	5,311,000	3,490,000	1,821,000	起債承認見込額
	1 市営住宅建設事業公債	5,311,000	3,490,000	1,821,000	
	1 市営住宅建設事業公債	5,311,000	3,490,000	1,821,000	
	2 市営住宅管理事業収入	31,077,203	28,183,713	2,893,490	
	1 分担金及負担金	5,349	55,853	△50,504	
	1 計画修繕事業負担金	5,349	55,853	△50,504	
	1 計画修繕事業費負担金	5,349	55,853	△50,504	
	2 使用料及手数料	13,276,897	13,214,241	62,656	
	1 市営住宅使用料	13,276,897	13,214,241	62,656	
	1 市営住宅	13,197,238	13,141,765	55,473	
	2 住宅施設等	79,659	72,476	7,183	
	3 国庫支出金	6,265,016	4,203,113	2,061,903	
	1 補助金	6,265,016	4,203,113	2,061,903	
	1 家賃低減対策費補助	95,798	68,559	27,239	補助率 1/2
	2 既設公営住宅改善事業補助	6,169,218	4,134,554	2,034,664	補助率 1/2又は4.5/10
	4 財産収入	63,372	66,648	△3,276	
	1 財産運用収入	46,644	36,893	9,751	

(単位 千円)

款 項 目 節		本年度	前年度	比 較	説 明
	1 住宅敷地貸地料	43,251	33,630	9,621	
	2 一般建物貸家料	3,393	3,263	130	
	2 財産売払収入	2	2	—	
	1 土地売却代	1	1	—	
	2 物品売却代	1	1	—	
	3 基金収入	16,726	29,753	△13,027	
	1 市営住宅敷金等 積立基金	16,726	29,753	△13,027	預金利子等
	5 繰入金	2,543,063	3,942,081	△1,399,018	
	1 一般会計繰入金	1,633,053	3,281,637	△1,648,584	
	1 一般会計繰入金	1,633,053	3,281,637	△1,648,584	一般会計からの所要額の繰入
	2 基金繰入金	910,010	660,444	249,566	
	1 市営住宅敷金等 積立基金繰入	910,010	660,444	249,566	
	6 繰越金	1	1	—	
	1 繰越金	1	1	—	
	7 諸収入	1,461,505	1,717,776	△256,271	
	1 納付金	818,200	857,052	△38,852	
	1 納付金	818,200	857,052	△38,852	
	2 雑入	643,305	860,724	△217,419	
	1 延滞金加算金及過料	10,248	11,074	△826	住宅使用料等延滞金

(単位 千円)

款 項 目 節		本年度	前年度	比 較	説 明
	2 弁償金	99,318	96,244	3,074	
	3 住宅保証金	98,193	176,711	△78,518	
	4 雑入	435,546	576,695	△141,149	共益費等
	8 市債	7,462,000	4,984,000	2,478,000	起債承認見込額
	1 市営住宅管理事業公債	7,462,000	4,984,000	2,478,000	
	1 市営住宅管理事業公債	7,462,000	4,984,000	2,478,000	
	合 計	47,103,477	37,651,354	9,452,123	

3 歳出予算の説明

(1款) 市営住宅建設事業費

(1項) 市営住宅建設事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
1 市 営 住 宅 建 設 事 業 費	16,026,274	9,467,641	6,558,633	5,481,427	5,311,000	4,749,205	484,642	
1 市 営 住 宅 建 設 事 業 費	16,026,274	9,467,641	6,558,633	5,481,427	5,311,000	4,749,205	484,642	
1 職 員 費	474,549	477,122	△2,573	—	—	—	474,549	
2 建 設 費	15,551,725	8,990,519	6,561,206	5,481,427	5,311,000	4,749,205	10,093	財産収入 3,176,322 繰入金 1,572,334 繰越金 1 諸収入 548

(1目) 職員費

住宅都市局に在職する職員の給料	213,039 千円
職員手当等	179,697 千円
共済費	80,615 千円
旅費	1,198 千円
計	474,549 千円

(2目) 建設費

平成23年度～32年度を計画期間とする「第2次市営住宅マネジメント計画」に基づき、建替え・廃止等をバランスよく行い、良好な市営住宅ストックの形成、管理戸数の円滑な縮減、健全な市営住宅会計の確保を図る。

また、市営住宅マネジメント計画の円滑な推進のため、土地売却代を市営住宅敷金等積立基金に造成する。

市営住宅マネジメント計画の推進等 (桜の宮住宅、東多聞台住宅の建替えなど)	12,375,404 千円
基金積立金	3,176,321 千円
計	15,551,725 千円

(2款) 市営住宅管理事業費

(1項) 市営住宅管理事業費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 市 営 住 宅 管 理 事 業 費	31,067,203	28,173,713	2,893,490	6,265,016	7,462,000	15,717,134	1,623,053	
1 市 営 住 宅 管 理 事 業 費	20,808,181	17,542,344	3,265,837	6,265,016	7,462,000	1,495,707	5,585,458	
1 職 員 費	255,708	330,074	△74,366	—	—	—	255,708	
2 管 理 費	20,552,473	17,212,270	3,340,203	6,265,016	7,462,000	1,495,707	5,329,750	分担金及負担金 5,349 使用料及手数料 623,670 財産収入 63,372 繰入金 160,010 繰越金 1 諸収入 643,305

(1目) 職員費

住宅都市局に在職する職員の給料	116,332 千円
職員手当等	95,708 千円
共済費	43,161 千円
旅費	507 千円
計	255,708 千円

(2目) 管理費

市営住宅の維持管理・修繕等を実施する。

市営住宅等を活用した市内移住促進	57,350 千円
市営住宅指定管理料	3,878,090 千円
市営住宅の耐震改修事業	5,229,990 千円
市営住宅の計画修繕・高額修繕	6,061,497 千円
UR借上市営住宅買取事業	2,417,770 千円
借上市営住宅の借上料	1,357,986 千円
借上市営住宅戸別返還事業	340,333 千円
借上市営住宅の住み替え斡旋の促進	259,340 千円
家賃滞納対策	31,611 千円
市営住宅管理システム改修	54,000 千円
敷金の基金造成および敷金の返還	258,183 千円
住宅管理事務費等	606,323 千円
計	20,552,473 千円

(2項) 他会計へ繰出金

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
2 市 営 住 宅 管 理 費 事 業 費								
2 他 会 計 へ 繰 出 金	10,259,022	10,631,369	△372,347	—	—	14,221,427	△3,962,405	
1 公 債 費 へ 繰 出 金	10,259,022	10,631,369	△372,347	—	—	14,221,427	△3,962,405	使用料及手数料 12,653,227 繰入金 750,000 諸収入 818,200

(1目) 公債費へ繰出金

市営住宅建設等のために発行した市債の既発行分にかかる
元利等の返還を行う。

元金償還	8,706,970 千円
借入金利子等	1,552,052 千円
計	10,259,022 千円

(3款) 予 備 費

(1項) 予 備 費

(単位 千円)

款 項 目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				国県支出金	市債	其 他 特定財源	一般財源	
3 予 備 費	10,000	10,000	—	—	—	—	10,000	
1 予 備 費	10,000	10,000	—	—	—	—	10,000	
1 予 備 費	10,000	10,000	—	—	—	—	10,000	

(1目) 予 備 費

10,000 千円

4 債務負担行為の説明

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額	備 考
平成31年度 公営住宅等建替	平 成 31 ～ 36 年 度	10,471,000	
平成31年度 公営住宅等耐震改修等	平 成 31 ～ 32 年 度	1,663,000	
平成31年度 民間借上市営住宅戸別返還業務	平 成 31 ～ 41 年 度	62,000	
平成31年度 借上公営住宅 (継続)	平 成 31 ～ 36 年 度	2,195,000	

VI 関 連 議 案

1. 改正の理由

平成 30 年 6 月、建築基準法（以下「法」という。）が一部改正されたことにより、制度の新設や項ずれが生じたため、神戸市手数料条例（以下「手数料条例」という。）を改正する。

2. 改正の概要

①建築物の建蔽率に関する制限の適用除外の許可に係る手数料の新設（第 2 条第 108 号の 3）

建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合）は、都市計画において定められた数値を超えては行けないが、角敷地等一定の条件下ではこれまでも緩和がなされていた。

この度の法改正により、前面道路の境界線から後退した壁面線の指定をした場合等においても、特定行政庁が許可した範囲内において建築物の建蔽率が緩和できることになった。このため、建築物の建蔽率に関する制限の適用除外の許可に係る許可申請手数料を新設する。

項 目	手数料額（新設）
法第 53 条第 5 項の規定に基づく許可に係る審査	33,000 円

②建築物の用途を変更する場合の全体計画認定に係る手数料の新設（第 2 条第 132 号の 2 の 3）

これまで、既存不適格の建築物について、増改築を伴わずに用途を変更する場合、用途を変更しない部分も含めた建築物全体を現行基準に適合させる必要があった。

この度の法改正により、2 以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合、特定行政庁が全体計画を認定することで、現行基準へ適合させる改修工事を段階的・計画的に行うことが可能となった。このため、建築物の用途を変更する場合の全体計画認定に係る認定申請手数料を新設する。

項 目	手数料額（新設）
法第 87 条の 2 第 1 項に基づく全体計画の認定又は第 86 条の 8 第 3 項の規定に基づく全体計画の変更の認定に係る審査	27,000 円

③建築物の用途を変更し、一時的に興行場等又は特別興行場等とする場合の許可に係る手数料の新設（第 2 条第 132 号の 2 の 4）

これまで、一時的に使用する仮設建築物については新築等を前提とし、既存建築物を仮設建築物に転用する規定はなかった。

この度の法改正により、既存建築物を一時的に興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗等）又は特別興行場等（国際的な規模の会議又は競技会の用に供する興行場等）に転用し使用する場合には、仮設建築物を新築等する場合と同様に、法の一部の規定を緩和できることになった。このため、既存建築物の用途を変更し、一時的に興行場等又は特別興行場等とする場合の許可申請手数料を新設する。

項 目	手数料額（新設）	
法第 87 条の 3 第 5 項及び第 6 項の規定に基づく一時的に興行場等又は特別興行場等とする場合の許可に係る審査	3 月以内のもの	60,000 円
	3 月を超え 1 年以内	120,000 円
	1 年を超えるもの	160,000 円

④その他

法改正による項ずれ等への対応を行う。

3. 施行期日

法改正の施行日又は条例の公布日のいずれか遅い日

第26号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年3月条例第77号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号，第7号の2，第9号及び第10号の3中「250円」を「150円」に改め，同条第18号中「400円」を「300円」に改め，同条第73号を次のように改める。

(73) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）第8条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可の申請に対する審査

1件につき，特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあつては8万2,000円，1,000平方メートル以上のものにあつては15万1,000円

第2条第73号の次に次の1号を加える。

(73の2) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第10条第1項の規定に基づく事業計画の変更の許可の申請に対する審査

1件につき，特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあつては5万9,000円，1,000平方メートル以上のものにあつては12万8,000円

第2条第93号，第96号及び第100号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め，同条第108号の2の次に次の1号を加える。

(108の3) 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

1件につき 3万3,000円

第2条第109号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め，同条第132号の2の2の次に次の2号を加える。

(132の2の3) 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく全体計画の認定又は同条第2項により準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく全体計画の変更の認定の申請に対する審査 1件につき 2万7,000円

(132の2の4) 建築基準法第87条の3第5項又は第6項の規定に基づく建築物の用途を変更し、一時的に興行場等又は特別興行場等とする場合の許可の申請に対する審査

ア 3月以内のもの 1件につき 6万円

イ 3月を超え1年以内のもの 1件につき 12万円

ウ 1年を超えるもの 1件につき 16万円

第2条第132号の14の3中「第12条第1項」の次に「又は第13条第2項」を加え、同条第132号の14の4中「第12条第2項」の次に「又は第13条第3項」を加える。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条本文に規定する施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1号、第7号の2、第9号、第10号の3、第18号、第132号の14の3及び第132号の14の4の改正規定 平成31年4月1日

(2) 第2条第73号の改正規定及び同号の次に1号を加える改正規定 平成31年7月1日

理 由

キオスク端末の証明書交付手数料の改定、建築基準法の改正及び神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の施行に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市手数料条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(手数料)

第2条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 租税その他諸収入金に関する証明

1種類1年度につき 300円。

ただし、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。）により交付をする場合にあっては、1種類1年度につき 250円

150円

(1の2)～(7) 略

(7の2) 神戸市印鑑条例第18条の規定に基づく印鑑登録証明書の交付

1通につき 300円。ただし、キオスク端末により交付をする場合にあっては、1通につき 250円

150円

(8) 略

(9) 住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項（同法第30条の51の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第2項の規定に基づく住民票に記録されている事項を記載した書類の交付

1通につき 300円。ただし、

	キオスク端末により交付をする場合にあっては、1通につき <u>250円</u>	<u>150円</u>
(10), (10の2)	略	
(10の3)	住民基本台帳法第20条第1項, 第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 1通につき 300円。ただし、キオスク端末により交付をする場合にあっては、1通につき <u>250円</u>	<u>150円</u>
(10の4)~(17)	略	
(18)	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項, 第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付 1通につき 450円。ただし、キオスク端末により交付をする場合にあっては、1通につき <u>400円</u>	<u>300円</u>
(19)~(72の7)	略	
<u>(73) 削除</u>		<u>(73) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）第8条第1項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可の申請に対する審査</u> <u>1件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては8万2,000円、1,000平方メートル以上のものにあっては15万1,000円</u>
		<u>(73の2) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第10条第1項の規</u>

(74)～(92) 略

(93) 建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく確認の申請又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく通知に対する審査

ア, イ 略

(94), (95) 略

(96) 建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第4項又は同法第18条第17項の規定に基づく完了検査

小荷物専用昇降機にあつては1基につき1万8,000円, その他の建築設備にあつては1基につき2万4,000円

(97)～(99) 略

(100) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第24項第1号若しくは第2号(これらの規定を同法第87条の2又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請に対する審査

1件につき 12万円

(100の2)～(108の2) 略

定に基づく事業計画の変更の許可の申請に対する審査

1件につき, 特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあつては5万9,000円, 1,000平方メートル以上のものにあつては12万8,000円

第87条の4

第87条の4

第87条の4

第87条の4

(108の3) 建築基準法第53条第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査

(109) 建築基準法第53条第5項第3号の規定
に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適
用除外に係る許可の申請に対する審査

1 件につき 3 万3,000円

(110)～(132の2の2) 略

(132の3)～(132の14の2) 略

(132の14の3) 建築物省エネルギー法第12条第1
項 _____ の規定に基づく建築物
エネルギー消費性能確保計画（以下次号に
おいて「確保計画」という。）の建築物エネ
ルギー消費性能適合性判定（以下この号及
び次号において「適合性判定」という。）に
対する審査

ア, イ 略

(132の14の4) 建築物省エネルギー法第12条第
2 項 _____ の規定に基づく確保
計画の変更の適合性判定に対する審査

1 件につき 3 万3,000円

第53条第6項第3号

(132の2の3) 建築基準法第87条の2第1項の規
定に基づく全体計画の認定又は同条第2項
により準用する同法第86条の8第3項の規
定に基づく全体計画の変更の認定の申請に
対する審査 1 件につき 2 万7,000円

(132の2の4) 建築基準法第87条の3第5項又は
第6項の規定に基づく建築物の用途を変更
し、一時的に興行場等又は特別興行場等と
する場合の許可の申請に対する審査

ア 3月以内のもの

1 件につき 6 万円

イ 3月を超え1年以内のもの

1 件につき 12万円

ウ 1年を超えるもの

1 件につき 16万円

又は第13条第2項

又は第13条第3項

1 件につき，前号の規定を準用して得られる額。この場合において，同号中「非住宅部分の床面積」とあるのは，「建築物省エネルギー法第12条第2項 _____ の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第1条第1項第1号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては，当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(132の15)～(158) 略

又は第13条第3項

第 27 号議案 神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件

1. 改正の趣旨

- (1) 平成 31 年度に新たに管理開始する市営住宅及び駐車場を別表に追加する。
- (2) 用途廃止する市営住宅及び駐車場を別表から削除する。

2. 改正の内容

- (1) 市営住宅の管理開始、用途廃止に伴う別表整理（別表第 1）
 - 「神戸市営新御崎西住宅」を追加する。
 - 「神戸市営東山住宅」及び「神戸市営本山神岡住宅」を削除する。
- (2) 駐車場の管理開始、用途廃止に伴う別表整理（別表第 5）
 - 「神戸市営住宅新御崎西駐車場」及び「神戸市営住宅楠駐車場」を追加する。
 - 「神戸市営住宅本山神岡駐車場」を削除する。

3. 施行期日

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、神戸市営新御崎西住宅及び神戸市営住宅新御崎西駐車場を別表に追加する改正規定は、公布の日から起算して 10 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第27号議案

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例の件

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成9年4月条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号アの表神戸市営東山住宅の項を削り，同表神戸市営フレール浜山住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営新御崎西住宅	神戸市兵庫区御崎町1丁目
------------	--------------

別表第1第1号イの表神戸市営本山神岡住宅の項を削る。

別表第1第2号の表神戸市営東山住宅の項を削る。

別表第5第1号アの表神戸市営フレール浜山住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営新御崎西住宅	神戸市営住宅新御崎西 駐車場	神戸市兵庫区御崎町 1丁目
------------	-------------------	------------------

別表第5第1号イの表神戸市営本山神岡住宅の項を削る。

別表第5第2号の表神戸市営新中山手住宅の項の次に次のように加える。

神戸市営楠住宅	神戸市営住宅楠駐車場	神戸市中央区楠町1 丁目
---------	------------	-----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成31年4月1日から施行する。ただし，別表第1第1号アの表の改正規定（神戸市営フレール浜山住宅の項の次に神戸市営新御崎西住宅の項を加える部分に限る。）及び別表第5第1号アの表の改正規定は，公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の神戸市営住宅条例（以下「新条例」という。）別表第1第1号アの表神戸市営新御崎西住宅の項，別表第5第1号アの表神戸市営新御崎西住宅の項及び別表第5第2号の表神戸市営楠住宅の項の規定を施行す

るために必要な許可その他の行為は，この条例の施行前の日においても，新条例の例によりすることができる。

理 由

市営住宅を設置する等に当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市営住宅条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

別表第1 (第4条関係)

(1) 公営住宅

ア 国の補助に係る公営住宅

名称	位置
略	略
神戸市営東山住宅	神戸市兵庫区東山町 1丁目
略	略
神戸市営フレール浜山住宅	神戸市兵庫区浜中町 1丁目
_____	_____
略	略

_____	_____
_____	_____
神戸市営新御崎西住宅	神戸市兵庫区御崎町 1丁目

イ 国の補助に係らない公営住宅

名称	位置
神戸市営本山神岡住宅	神戸市東灘区森北町 1丁目
略	略

_____	_____
_____	_____

(2) 改良住宅

名称	位置
略	略
神戸市営東山住宅	神戸市兵庫区東山町 1丁目
略	略

_____	_____
_____	_____

(3), (4) 略

別表第5 (第62条関係)

(1) 公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア 国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
略	略	略
神戸市営フレール浜山住宅	神戸市営住宅フレール浜山駐車場	神戸市兵庫区浜中町1丁目
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
略	略	略

神戸市営新御崎西住宅	神戸市営住宅新御崎西駐車場	神戸市兵庫区御崎町1丁目

イ 国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
略	略	略
神戸市営本山神岡住宅	神戸市営住宅本山神岡駐車場	神戸市東灘区森北町1丁目
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
略	略	略

_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

(2) 改良住宅の共同施設として設置された駐車場

改良住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
略	略	略
神戸市営新中山手住宅	神戸市営住宅新中山手駐車場	神戸市中央区中山手通8丁目
	神戸市営	神戸市中

	住宅新中山手第2 駐車場	中央区中山手通8丁目
	神戸市営住宅新中山手第3 駐車場	神戸市中央区中山手通8丁目
_____	_____	_____
_____	_____	_____
略	略	略

(3), (4) 略

神戸市営 楠住宅	神戸市営 住宅楠駐 車場	神戸市中 区楠町 1丁目

1. 改正の理由

近年、既存の住宅を小規模なグループホームや児童福祉施設等に転用する事例が増加しており、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）においても、既存建築ストックの用途変更による活用を目的として、用途変更の建築確認手続きが不要となる規模を拡大する改正法が公布された（建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号））。

こうした背景を踏まえ、既存の住宅をグループホームや児童福祉施設等に転用するような場合は、安全性を確保しつつ、一定の条件の下で、接道長さの規定等を緩和する改正を行う。また、あわせて上記法改正への対応等をするため改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 小規模なグループホーム等にかかる制限の緩和

①建築物の敷地が道路に接する部分の長さの緩和（条例第 22 条第 1 項の改正）

法では、建築物の敷地は道路に 2 m 以上接しなければならないとされている。

これに加えて、建築安全条例では、建築物の用途等に応じて、4 m 以上接する規定を定めている。この規定について、下記の要件に適合する小規模建築物の場合に適用除外とする改正を行う。

	内 容
対象用途	ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍又は児童福祉施設等
対象規模	建築物の階数が 2 以下かつ延べ面積が 200 m ² 以下である場合
適用除外の条件	路地状敷地の場合は、路地状部分の幅員が 2 m 以上かつ奥行きが 20m 以下のものに限る

②寄宿舍等の出入口と道路等との関係の緩和（条例第 32 条の改正）

本規定は、準耐火建築物等以外の共同住宅又は寄宿舍の避難上の安全性を確保するため、その主要な出入口等を直接道路に面して設けるよう義務付けるものである。

この規定について、下記の要件に適合する小規模建築物の場合に適用除外とする改正を行う。

	内 容
対象用途	共同住宅、寄宿舍
対象規模	建築物の階数が 2 以下かつ延べ面積が 200 m ² 以下である場合
適用除外の条件	路地状敷地の場合は、幅員が 1.5m 以上かつ奥行きが 20m 以下の敷地内通路を確保できるものに限る

(2) 建築基準法の改正に伴う見直し

①防火構造とするホテル、旅館又は下宿に関する規定の廃止（条例第 29 条の廃止）

法改正により、木造建築物等の延焼のおそれのある部分を防火構造とすることを規定する法第 24 条について、建築物の規模が大きい場合には、耐火性能に関して別途の基準が規定されていることを踏まえ、延焼の抑制という目的が達成されることから廃止されることとなった。条例において同様に規定している当該規定についても廃止する。

②仮設興行場等に対する制限の緩和の追加（条例第 49 条の 3 の改正）

法改正により、現行の 1 年以内の期間に限る仮設建築物に対する許可制度に加え、1 年を超える期間の仮設興行場等に対する許可制度が新設された。

現行の 1 年以内の仮設建築物と同様に、1 年を超える仮設興行場等についても、条例の規定における緩和措置の対象に加える。

③長屋の敷地に関する規定の整理

法改正により、袋路状道路（その一端のみが他の道路に接続したものをいう。）にのみ接する長屋（150 m²を超えるもの）の敷地の接道長さの制限を条例で定めることが可能となったことから、これまで全ての長屋について接道長さの規定を定めていたものについて、防災上の観点から、特に下記の場合について規定を設け、整理する。

○袋路状道路にのみ接する敷地の接道長さ（条例第 22 条の改正）

○路地状部分のみで道路に接する敷地の形（条例第 43 条の 2 の新設）

改正前		改正後	
22 条	長屋の敷地は道路に 4 m 以上接しないとイケない	22 条	袋路状道路にのみ接する長屋で 150 m ² を超えるものの敷地は道路に 4 m 以上接しないとイケない
		43 条の 2 (新設)	路地状部分のみで道路に接する長屋の敷地は、その路地状部分の幅員が 4 m 以上なければならない

3. 条例施行期日

平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

第28号議案

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例の件
神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の一部を改正する条例
神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号を次のように改める。

(2) 病院又は診療所（患者の収容施設があるものに限る。）

第22条第1項中第10号を第11号とし、同項第9号中「（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）」を「（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除き、その敷地が袋路状道路にのみ接し、延べ面積が150平方メートルを超えるものに限る。）」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎又は児童福祉施設等（これらの用途に供する建築物について、次に掲げる要件を満たす場合のものを除く。）

ア 階数が2以下であり、かつ、延べ面積が200平方メートル以下であること。

イ 敷地が路地状敷地（路地状部分（幅員が4メートル未満である通路状の敷地の部分をいう。以下同じ。）のみによって道路に接する敷地をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その路地状部分について、幅員が2メートル以上であり、かつ、奥行きが20メートル以下であること（道路に接する路地状部分が2以上存する場合にあっては、少なくともそのうちの1の路地状部分について、幅員が2メートル以上であり、かつ、奥行きが20メートル以下であること。）。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第32条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定は、階数が2以下であり、かつ、延べ面積が200平方メートル以下である建築物（路地状敷地に建築される建築物にあつては、その路地状部分に通路（幅員が1.5メートル以上であり、かつ、奥行きが20メートル以下であるものに限る。）を設けているものに限る。）については、適用しない。第43条の次に次の1条を加える。

（長屋の敷地の形）

第43条の2 長屋（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）の敷地は、路地状敷地としてはならない。

第49条の3の見出し中「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、同条中「第85条第5項」の次に「又は第6項」を加え、「仮設建築物」を「仮設興行場等」に改め、「第29条」を削る。

第71条中「第29条」を削り、「第32条第1項（同条第2項）」を「第32条第1項（同条第3項）」に改め、「第43条」の次に「第43条の2」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

寄宿舍等に係る制限を緩和する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(特殊建築物等の敷地が道路に接する部分の長さ)

第22条 次に掲げる用途に供する建築物（次項に規定する建築物を除く。）の敷地は、道路（法第42条第1項に規定する道路（同項の道路とみなされる道路を含む。）をいう。以下同じ。）に4メートル以上接しなければならない。ただし、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したもののについては、この限りでない。

(1) 略

(2) 病院，診療所（患者の収容施設があるものに限る。），ホテル，旅館，下宿，共同住宅，寄宿舎又は児童福祉施設等

(2) 病院又は診療所(患者の収容施設があるものに限る。)

(3) ホテル，旅館，下宿，共同住宅，寄宿舎又は児童福祉施設等（これらの用途に供する建築物について，次に掲げる要件を満たす場合のものを除く。)

ア 階数が2以下であり，かつ，延べ面積が200平方メートル以下であること。

イ 敷地が路地状敷地（路地状部分（幅員が4メートル未満である通路状の敷地の部分をいう。以下同じ。）のみによって道路に接する敷地をいう。以下同じ。）である場合にあっては，その路地状部分について，幅員が2メートル以上であり，かつ，奥行きが20メートル以下であること（道路に接する路地状部分が2以上存する場合にあっては，

(3)～(8) 略

(9) 長屋（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）

(10) 略

2, 3 略

（防火構造とするホテル，旅館又は下宿）

第29条 法第22条第1項に規定する指定する区域内にあるホテル，旅館又は下宿の用途に供する木造建築物等（法第23条に規定する木造建築物等をいう。）で，階数が2であり，かつ，その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものについては，外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

（共同住宅又は寄宿舍の出入口と道路等との関係）

第32条 略

2 法第43条第2項第2号の規定による許可を受けた建築物については，前項の規定中「道

少なくともそのうちの1の路地状部分について，幅員が2メートル以上であり，かつ，奥行きが20メートル以下であること。）。

(4)～(9)

(10) 長屋（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除き，その敷地が袋路状道路にのみ接し，延べ面積が150平方メートルを超えるものに限る。）

(11)

第29条 削除

2 前項本文の規定は，階数が2以下であり，かつ，延べ面積が200平方メートル以下である建築物（路地状敷地に建築される建築物にあっては，その路地状部分に通路（幅員が1.5メートル以上であり，かつ，奥行きが20メートル以下であるものに限る。）を設けているものに限る。）については，適用しない。

3

第1項

路」とあるのは、「施行規則第10条の3第4項第1号に規定する空地に設けられる通路，同項第2号に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道又は同項第3号に規定する通路」とする。

(自動車車庫の直通階段)

第43条 略

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第49条の3 法第85条第5項 _____ の規定に基づき建築を許可した仮設建築物については，当該許可に係る期間においては，第21条，第22条第1項若しくは第2項，第23条第1項，第29条，第34条，第35条，第41条第1項，第42条及び第44条の規定は，適用しない。

(罰則)

第71条 第21条，第22条第1項若しくは第2項，第23条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。），第24条から第27条（第30条第2項及び第40条において準用する場合を含む。）まで，第28条，第29条，第30条第1項，第31条，第32条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。），第33条，第38条，第39条，第41条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。），第43条 _____ ，第44条，第45条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。），第45条の2から第45条の7まで，第47

(長屋の敷地の形)

第43条の2 長屋（耐火建築物又は準耐火建築物であるものを除く。）の敷地は，路地状敷地としてはならない。

仮設興行場等

又は第6項

仮設興行場等

_____ 第32条第1項

_____ (同条第3項

条の2

_____ ，第43

条又は第48条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者。次条において同じ。）は、50万円以下の罰金に処する。

VII 報 告

VII 報 告

消費税率改定に伴う外郭団体自主料金の改定予定について

1. (一財) 神戸すまいまちづくり公社

(改定の主な考え方)

- ・月極駐車場料金については、現行の料金に税率改定分(110/108)を乗じ、端数処理を行う。
- ・兵庫駅前ビル駐車場等の料金については、近隣の民間駐車場料金の状況等を考慮し、据え置きとする。また、時間貸駐車場についても据え置きとする。

施設名等	内容・単位	現行	変更案
駐車場 (美穂が丘5丁目 ほか28箇所)	利用料金・月額	5,141円 ～36,750円	5,236円 ～37,430円
駐車場 (兵庫駅前ビル ほか2箇所)	利用料金・月額	22,000円 ～30,000円	据置

2. 神戸新交通(株)

(改定の主な考え方)

- ・現行の料金に税率改定分(110/108)を乗じ、端数処理を行う。

施設名等	内容・単位	現行	変更案
駐車場 (中公園 ほか3箇所)	利用料金・月額	9,720円 ～21,600円	9,900円 ～22,000円

3. 神戸ハーバーランド（株）

（改定の主な考え方）

- ・ 現行の料金に税率改定分（110/108）を乗じ、端数処理を行う。
- ・ 煉瓦倉庫駐車場料金については、近隣の民間駐車場料金の状況等を考慮し、据え置きとする。

施設名等	内容・単位	現行	変更案
スペースシアター	利用料金・1日	平日 216,000円 土日祝 378,000円	平日 220,000円 土日祝 385,000円
会議室	利用料金・3時間～1日	3,240円 ～32,400円	3,300円 ～33,000円

※その他延長料金、設備使用料等あり

4. （株）神戸サンセンタープラザ

（改定の主な考え方）

- ・ 現行の料金に税率改定分（110/108）を乗じ、端数処理を行う。
- ・ サンセンタープラザ駐車場料金については、近隣の民間駐車場料金の状況等を考慮し、据え置きとする。

施設名等	内容・単位	現行	変更案
会議室	利用料金・3時間～1日	2,100円 ～56,600円	2,200円 ～57,600円

※その他超過料金あり

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。